

新潟県立美術館における ICT 環境整備検討に係る市場調査業務 仕様書

1 業務名

新潟県立美術館における ICT 環境整備検討に係る市場調査業務

2 業務の目的

令和 1 1 年度開館予定の新潟県立美術館（以下「新県美」という。）では、ICT 技術による美術館運営の業務効率化（DX）の推進、館内外の利用者の活動の拡大や活性化のためのデジタルミュージアムの取組等を行う予定である。

本業務は、近年の美術館での ICT 環境整備に関する先進技術活用の動向及び市場について調査・分析し、新県美の ICT 環境整備の具体的な方向性、導入すべき技術・システムの候補、費用対効果等の検討を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

4 業務の内容

調査にあたっては、業務実施要領（業務スケジュールを含む。）を発注者と協議のうえ策定し、業務を行うこと。また、調査に必要な諸手続きがある場合は遺漏なく行うこと。

(1) 他館調査・ヒアリング

以下の 4 項目について、新県美と同規模の都道府県立美術館を主な対象として、先進事例等の市場調査を行うこと。文献調査、Web 調査、アンケート調査、業界関係者（美術館職員、有識者、ベンダー等）への対面又はオンラインでのヒアリング等の調査手法を組み合わせ、多角的に調査・分析を行うこと。

項目	主な調査内容
1 管理運営の基幹となる主要なシステムの導入事例	① チケット販売システム、入退館システム、施設予約システム、公式アプリ、アーカイブシステム（収藏品管理システム、図書資料管理システム等）、バックオフィスシステム、電話・通信システム、デジタルサイネージ、Wi-Fi 環境等の主要なシステムの導入事例、その効果及び課題 ② システム間の連携、他の文化施設や観光施設との ICT 連携状況（共通チケット、情報共有等）、ユニバーサルデザインの実現に向けたシステム活用の取組等
2 美術館の魅力を館外に発信するためのデジタルミュージアム構築に係る導入事例	① ヴァーチャル展覧会、オンライン展覧会、オンラインイベント等の導入事例、その効果及び課題 ② オンラインアーカイブ（収藏品・図書資料・アーカイブ資料のオンライン公開）、過去の展覧会の映像配信等の導入事例、その効果及び課題

3	先端技術の導入事例	① AR/VR を活用した展示、高精細映像、インタラクティブ技術、ホログラム、空間オーディオ等の最先端の展示技術の導入事例、その効果及び課題 ② AI を活用した来館者対応、来館者行動分析、セキュリティ監視等の先端技術の導入事例、その効果及び課題 ③ 先端技術・ICT を活用した戦略的な広報・情報発信の事例、その効果及び課題
4	ICT 環境整備の効果・影響分析	① 業務効率化、職員のスキルアップ、組織体制の見直し等のDX 推進の効果・影響分析 ② 来館者の満足度向上、リピート率向上、新規顧客獲得等の効果・影響分析 ③ 来館者データ等を活用したマーケティング戦略、教育・普及活動等の効果・影響分析

(2) 報告書作成

上記(1)の調査結果を整理・分析し、報告書を作成すること。報告書の内容は以下の項目を含むものとする。

- ① 他館調査・ヒアリングの結果
- ② 他館調査・ヒアリングの結果を踏まえた新県美の ICT 環境整備に係る提案

提案には以下の内容について検討・整理した結果を示すこと。

- ア 導入が想定される主要なシステムの名称、機能、ベンダー情報、導入手法等
 イ デジタルミュージアム構築のために導入が想定されるシステムの名称、機能、ベンダー情報、導入手法等
 ウ 導入が想定される先端技術の名称、機能、ベンダー情報、導入手法等
 エ アからウまでで示したシステム等の導入コスト・運用コスト、メリット・デメリット、費用対効果、運用に必要なリソース（人員、知識、ノウハウ等）等

5 再委託について

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は再委託してはならない。ただし、発注者が業務を効率的に行う上で必要と認めた場合又はプロポーザルの企画提案書に沿った業務体制と認めた場合は、業務の一部を再委託することができる。

6 成果物の提出

報告書 3部（紙媒体及び電子媒体）

7 本委託業務に係る留意事項

契約期間において、中間報告（2回以上）及び最終報告（1回）を行うものとする。それ以外にも必要に応じて報告及び打合せを行うものとする。報告及び打合せの記録は受託者が作成し、発注者の確認を得るものとする。

8 セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。万が一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者の責任において処理すること。
- (2) 本業務を行うため、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護に係る法令等を遵守すること。

9 瑕疵担保責任

本業務の納品後1年間、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者に報告すること。

10 業務を遂行する上で必要な事項

- (1) 業務の遂行に関し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (2) 受託者は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失、事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (3) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても社会的通念上当然必要と考えられるもの（打合せ等を含む。）については本業務に含まれるものとする。

11 その他

- (1) 本業務の契約締結及び実施にあたって、必要な費用は受託者が負担すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令、福岡県の条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は信義を守り、誠実に業務を遂行すること。